



習志野市放課後児童会における民間業務委託化基準案(概要版)

放課後児童会(以下、「児童会」という。)における民間業務委託(以下、「委託」という。)に係る基本的考え方を明らかにし、委託内容、事業者選定までの手続き、受託事業者による児童会運営の検証方法、市の責務等を以下のように定める。

委託にあたっての基本的考え方

1. 事業の目的を十分に理解し、児童の健全育成や安全の確保を図るとともに、子育て家庭の保護者が安心して働ける環境づくりに資するよう運営を行うこと。
2. 児童会入会児童及びその保護者(以下、「利用児・者」という。)の心情に配慮し、児童の情緒の安定を図るよう努めること。
3. 利用児・者の公平利用を配慮し、公平・公正な運営を行うこと。
4. 市、学校、地域との連携を図って適切に児童会を運営すること。

委託内容

受託事業者は法令を遵守するとともに、児童会の状況に応じた職員の確保、労務管理、日常的な児童会運営(入会説明会、面接、年間行事、安全確保、おやつ提供、職員の人材育成)を委託する。

なお、実施にあたっては、児童会運営にかかる運営規則及び就業規則を整備し、個人情報保護、施設等の不備の報告、関係書類の整備及び提出、物品等の購入及び管理保全、保険への加入等を行うものとする。

委託までの流れ

1. 受託事業者の選定

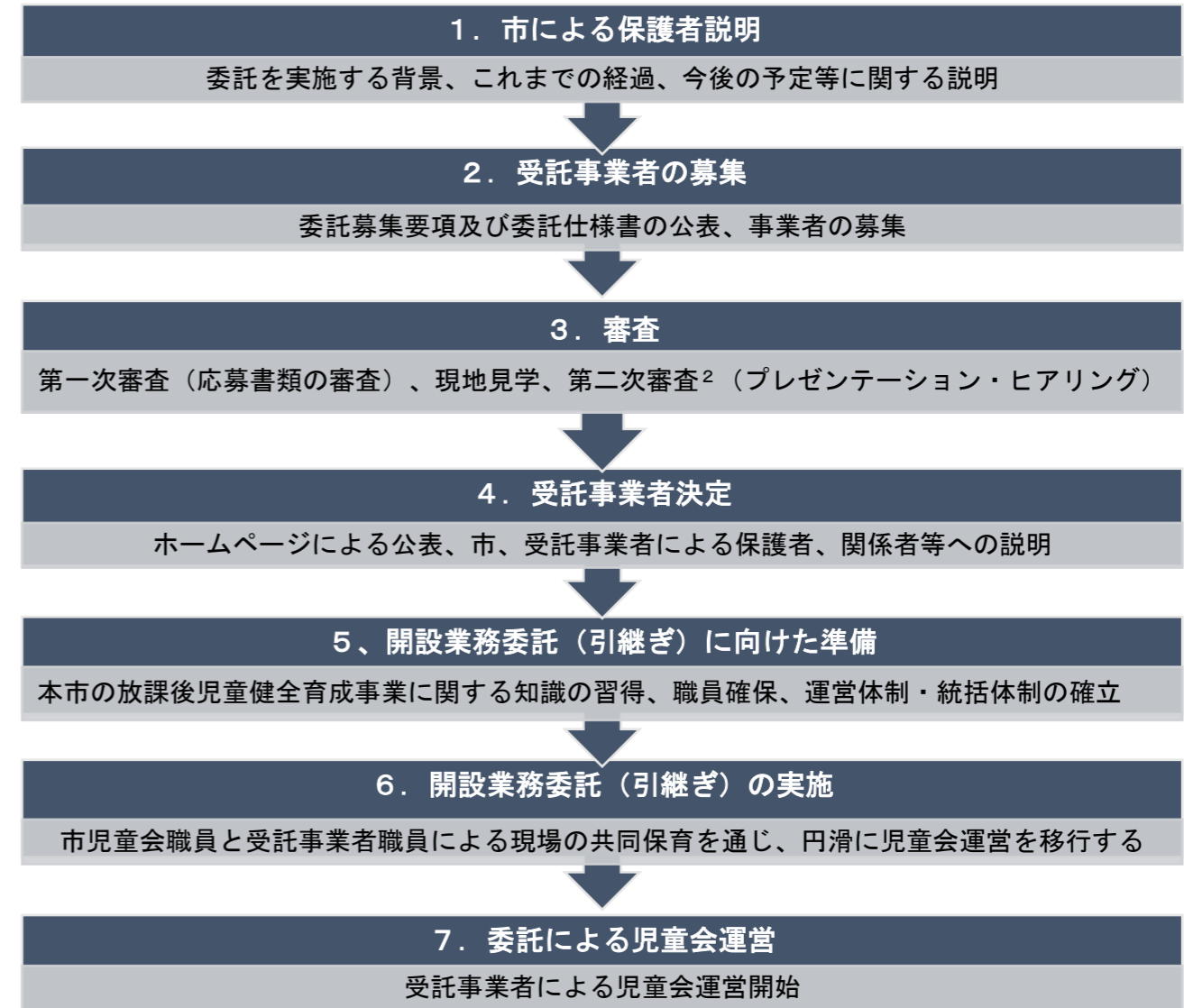
公募型のプロポーザル方式¹による選定とする。市が定めるプロポーザル募集要項により、ホームページ等で幅広く募集する。所定の手続きを経て、応募書類の審査(第一次審査)、応募事業者によるプレゼンテーション及びそのヒアリング(第二次審査)を行う。

受託事業者の選考は選定委員会を組織し、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング等を行い、市長が決定する。

¹ 公募型プロポーザル方式：入札価格以外の側面を評価して、当該業務の内容が技術的にも高度なもの、又は専門的な技術力、創造力、実績(経験)等があることを公募し、適切な体制で審査を行い、事業者を選定する手法

² 第二次審査のプレゼンテーションは、委託を行う当該児童会の保護者で、全てのプレゼンテーションを聞くことができる者に限り、傍聴できるものとする。

2. 受託事業者が児童会を運営するまでの流れ



3. プロポーザルに応募できる事業者の条件

関東地方1都6県のいずれかで、放課後児童健全育成事業の運営もしくは受託実績が1年以上ある者。なお地方自治法施行令(平成22年政令第16号)第167条の4の規定に該当せず、習志野市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)に定める暴力団密接関係者等でない者。

4. 開設準備業務委託(引継ぎ)

受託事業者の決定から翌年3月31日までの間、おおよそ2か月以上の期間で、市並びに受託事業者の職員との共同で児童育成支援³を行うものとする。

³ 児童育成支援 放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月策定)に基づく用語。放課後児童健全育成事業の特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「児童育成支援」という。



委託期間

原則として、委託契約の締結は単年度毎に締結する。ただし、以下の「委託の検証」に基づき、現在、事業を行っている受託事業者が継続して事業を行うことが妥当と決定した場合、最長5年間を限度として継続して委託契約を結ぶことができる。

委託の検証（受託事業者による児童会運営の評価）

1. 委託仕様書に基づき、法令を遵守し、適正かつ誠実に児童会運営を行っていること
2. 市が毎年9～10月に行う満足度調査において、受託事業者が運営する児童会と市直営の児童会を比較し、児童会運営及び児童育成支援の内容、質等がおおむね同等であること
3. 質の高い児童会運営を目指し、適切な解決策や業務改善方針等を立てているか、また速やかな実践と評価・検討のプロセスを講じている

受託事業者を求める諸条件

1. 職員の配置
 - (1) 支援員：支援員の数は、児童会ごとに2人以上とする。このうち1人は児童会の現場責任者としての権限を有し、指導やとりまとめ、市や関係機関との調整を行う。
 - (2) 支援員（大規模加配）：おおむね入会児童が25人を超える場合は、支援員を1人配置、51人を超える場合は、さらに支援員をもう1人配置する。ただし、補助職員でも可とする。
 - (3) 支援員（支援児加配）：特別に支援を要する児童が入会した場合、必要とする支援の内容により支援員を配置する。ただし、2年以上の児童福祉事業又はこれに類する事業に2年以上従事した補助職員でも可とする。
 - (4) 夏季休業補助職員：小学校の長期休業期間は、1児童会につき補助職員を常時1人配置する。
2. 特別な支援を要する児童に対する児童育成支援
特別な支援を要する児童を適切に受け入れ、関係機関と連携し、適切に支援する。
3. 職員の専門性の向上
積極的に人材育成研修等に取り組み、市主催の研修、会議に職員を参加させる。

4. 関係機関、地域との連携

児童一人ひとりの発達と生活の連続性の保障の観点から、小学校、保育所、幼稚園、こども園等と連携を図るものとする。また地域の行事や公共施設等を積極的に活用し、地域住民の理解を得て児童の安全安心を確保できるよう努めるものとする。

市の責務

市は条例に基づき、放課後児童健全育成事業の実施および責任を負う実施主体として、受託事業者が運営する児童会運営を監督する責務を負う。

1. 保護者に対する情報提供、説明、相談
市は適切に保護者の相談に応じ、丁寧な説明や情報提供等に努める。
2. 児童会運営の円滑な引継ぎ
市直営から受託事業者への引継ぎが着実に進められるよう、十分に配慮する。
3. 受託事業者による児童会運営の支援
市は適宜、受託事業者が運営する児童会を訪問し、相談、助言を行なう。
4. 児童会運営に係る苦情対応
市は保護者並びに放課後児童職員等からの苦情を適切に受け、早期解決を図る。
5. 児童会運営の評価・検証
市は受託事業者による児童会運営を検証し、児童会の質的向上を図る。
6. 市は児童会の入会申請の受理と決定、児童育成料の徴収を行う。

民間業務委託を行う児童会の方向性

市は施設不足を理由とする待機児童や大幅な施設整備の見込みがなく、学校と児童会施設が明確に区分できる児童会を優先して委託するものとする。

なお、委託する児童会名とその時期は、次期の習志野市子ども・子育て支援事業計画（2020年度～2024年度）以降から定めるものとする。

本基準の見直し

本市の児童会運営の状況等を勘案し、必要があると認めるときはこの基準の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。